

断熱材における建材トップランナー制度の対象範囲について(案)

1. 断熱材の種類

断熱材の種類及び 2011 年における出荷割合及び主要メーカーの数は、図 1 のとおりである。

	繊維系			発泡プラスチック系				
	グラスウール	ロックウール	セルローズファイバー	押出法ポリスチレンフォーム	硬質ウレタンフォーム	高発泡ポリエチレン	ビーズ法ポリスチレンフォーム	フェノールフォーム
出荷割合	48%	9%	1%	19%	12%	4%	5%	2%
メーカー	4社	2社	4社	3社	10社	1社	41社	2社

図 1 : 断熱材の種類

2. 対象範囲からの除外

建材トップランナー原則 1 では、次の建築材料を原則として対象範囲から除外することとしている。

- ①特殊な用途に使用されるもの
- ②技術的な測定方法、評価方法が確立していないもの
- ③市場での使用割合が極度に小さいもの

当該原則に従い、次の建築材料については対象範囲から除外することとする。

- ①特殊な用途に使用されるもの

○グラスウール断熱材のうち密度 24[kg/m³]以上の建築材料

グラスウール断熱材のうち密度 24[kg/m³]以上の建築材料は、遮音材、防火材として使用されている(「準耐火構造の構造方法を定める件(平成 12 年建設省告示第 1358 号)」において防火構造の条件として定められている。)。本建築材料は、遮音・防火性能が求められる場合に使われる断熱材であることから、「①特殊な用途に使用されるもの」に該当する。

- ②技術的な測定方法、評価方法が確立していないもの

○硬質ウレタンフォーム

硬質ウレタンフォームは、工場から液体であるウレタン原料及び発泡剤を施工現場ま

で運び、現場にて発泡させ壁等に吹き付ける、吹き付け品が主流である。吹き付け品は施工現場によって性能が変わる可能性があり、現段階では出荷時点における建築材料の断熱性能を把握できていないことから、「②技術的な測定方法、評価方法が確立していないもの」に該当する。

将来的に現場の施工に係る測定方法、評価方法が確立された段階で、建材トップランナー制度の対象とすることを再度検討することとする。

○ロックウール断熱材及びグラスウール断熱材のうち吹き込み品

吹き込み品は施工現場によって性能が変わる可能性があり、現段階では出荷時点における建築材料の断熱性能を把握できていないことから、「②技術的な測定方法、評価方法が確立していないもの」に該当する。

将来的に現場の施工に係る測定方法、評価方法が確立された段階で、建材トップランナー制度の対象とすることを再度検討することとする。

③市場での使用割合が極度に小さいもの

○グラスウール断熱材を使用した真空断熱材

超高性能な断熱性能を有する真空断熱材は、現時点では冷蔵庫等の家電用途が中心であり、近年になり実験的に住宅・建築物の断熱用途として発売されてきている。現時点でこの断熱材は、採用実績はほとんどない（シェア 0.1%未満）ことから、「③市場での使用割合が極度に小さいもの」に該当する。

○セルロースファイバー、高発泡ポリエチレン、ビーズ法ポリスチレンフォーム及びフェノールフォーム

これらの断熱材は、いずれもシェアが数%であることから、「③市場での使用割合が極度に小さいもの」に該当する。

3. 断熱材における建材トップランナー制度の対象範囲

上記 1. 及び 2. を踏まえ、断熱材における建材トップランナー制度の対象範囲については、以下の繊維系断熱材及び発泡系断熱材のうち、住宅・建築向け断熱用途として出荷されているものとする。こととしたい。

- A) 繊維系断熱材：JIS A 9521:2011（住宅用人造鉱物繊維断熱材）で定めるグラスウール断熱材及びロックウール断熱材。ただし、吹き込み品並びにグラスウール断熱材のうち密度 24[kg/m³]以上のもの及び真空断熱材を除く。
- B) 発泡系断熱材：JIS A 9511:2009（発泡プラスチック保温材）で定める押出法ポリスチレンフォーム保温材

4. 対象事業者

改正省エネ法第 81 条の 5 で準用する法第 79 条第 1 項に基づき、熱損失防止性能の向上に関する勧告及び命令の対象となる事業者（対象事業者）は、年間の生産量又は輸入量が一定以上の者に限定される。

この生産量又は輸入量の目安は、他のトップランナー対象機器では製造・輸入シェア概ね 0.1%未満を目安として運用されているところ、断熱材においても同様に、製造・輸入シェアが 0.1%未満のグラスウール断熱材、ロックウール断熱材又は押出法ポリスチレンフォーム保温材の製造事業者及び輸入事業者を熱損失防止性能の向上に関する勧告及び命令の対象外とすることとしたい。

なお、熱損失防止性能の表示義務については、出荷量にかかわらず全ての製造・輸入事業者が対象となる。